

会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）
論点整理

— 会計監査の更なる信頼性確保に向けて —

令和3年11月12日

目 次

I. はじめに.....	1
II. 会計監査の信頼性確保	3
1. 上場会社の監査に係る取組み	3
(1) 中小監査事務所等に対する支援	4
(2) 上場会社の監査の担い手に対する規律の在り方	5
2. 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮	9
III. 公認会計士の能力発揮・能力向上.....	11
1. 公認会計士の能力発揮.....	11
(1) 女性活躍の進展等を踏まえた環境整備.....	11
(2) いわゆる組織内会計士向けの指導・支援	12
2. 公認会計士の能力向上.....	13
IV. その他の論点	16
1. 高品質な会計監査を実施するための環境整備	16
2. その他	17
V. おわりに.....	18

会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度） メンバー

（第3回会合（令和3年11月4日）現在）

	氏名	現職
座長	八田 進二	青山学院大学名誉教授 大原大学院大学会計研究科教授
メンバー	石原 秀威	日本製鉄(株)常務執行役員
	岡田 譲治	(公社)日本監査役協会最高顧問
	小倉加奈子	有限責任あずさ監査法人専務理事
	小野 行雄	公認会計士
	佐藤 淑子	日本IR協議会専務理事・首席研究員
	手塚 正彦	日本公認会計士協会会長
	宮崎 裕子	長島・大野・常松法律事務所顧問

[50音順、敬称略]

I. はじめに

日本経済の持続的な成長を実現するためには、中長期的な企業価値の向上を目指す企業自身の取組みとともに、企業への最適な資本配分の前提となる財務情報の適正な開示を確保することが不可欠である。

財務情報の適正な開示の確保を通じて、監査法人・公認会計士が「資本市場のゲートキーパー」¹としての役割を適切に果たし、会計監査が資本市場を支えるインフラとして十分に機能することが求められる。

会計監査の在り方については、不正会計事案を契機として改めてその信頼性が問われる中、2015年10月に設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性を確保するために必要な取組みが議論された。その議論は、2016年3月に、(1)監査法人のマネジメントの強化、(2)会計監査に関する情報の株主等への提供の充実、(3)企業不正を見抜く力の向上、(4)「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック、(5)高品質な会計監査を実施するための環境の整備、の5つの柱からなる提言(以下、「2016年提言」)が取りまとめられた。

同提言を踏まえ、さらに会計監査を巡る国際的な動向をも勘案しつつ、これまで、

- ・ 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)の策定(2017年3月)
- ・ 「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」の公表(第一次報告:2017年7月、第二次報告:2019年10月)
- ・ 監査報告書における「監査上の主要な検討事項(KAM)」の導入(2018年7月)
- ・ 会計監査に関する情報提供の充実に向けた検討(「会計監査について

¹ 監査人は、財務情報の信頼性を確保することを通じて、市場の公正性・透明性を確保するとともに、投資者・債権者の保護を図る役割を担っている。”Gatekeepers: the Professions and Corporate Governance”(John C. Coffee Jr., Oxford University Press, Oxford, 2006)では、ゲートキーパーの役割として、不正行為を行う企業の資本市場への参加を防止することや、企業から資本市場への情報提供に介入し情報の信頼性を確保することが挙げられている。

の「情報提供の充実に関する懇談会」報告書の公表）（2019年1月）

などが進められ、会計監査の信頼性確保に向けた取組みが着実に進展してきている。

同時に、会計監査を巡る環境には急速な変化が見られている。国内では、会計監査に関する情報提供の充実等の観点から、監査報告書に「その他の記載内容」の記載を求めることや、監査手続に係るリスク・アプローチの強化などに関する監査基準の改訂が行われたほか、監査に関する品質管理基準の改訂に向けた検討が進んでいる。国際的にも、非保証業務及び報酬に関する独立性の強化等を内容とする国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程の改訂が行われたほか、海外における大手企業の会計不正等を契機とした監査の在り方の見直しに向けた取組みが進められている。

さらに、経済社会情勢の変化に伴う監査品質に対する社会からの期待の高まりや、公認会計士が担う役割の広がり・働き方の多様化、AIの利用を含む監査業務におけるITを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなどの環境変化が生じている。

会計監査の信頼性確保は、一朝一夕に実現されるものではない。近年の取組みの進展や、会計監査を取り巻く環境変化を踏まえ、会計監査が資本市場の基本インフラとしての役割を十分に果たしているか、そして、それを支える規律が十分に機能しているかを随時点検することは重要である。

こうした観点から、本懇談会では、会計監査を巡る環境の急速な変化を踏まえ、将来に向けて会計監査の信頼性を確保するには何が必要か、幅広い論点について総合的に議論を行った。

Ⅱ. 会計監査の信頼性確保

1. 上場会社の監査に係る取り組み

企業活動のグローバル化や業務内容の複雑化・専門化に伴い、企業の実態を正確に把握することの困難さが増している。また、近年、会計基準の改正等により会計上の見積りが複雑化する傾向にあり、監査基準においても、重要な虚偽表示のリスクの評価について強化が図られている。加えて、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心が高まっており、非財務情報を織り込んだ中長期の企業価値の見極めにも期待が寄せられている。こうした中、財務諸表が経営内容を適切に反映できているかを検証する会計監査には、より高い品質の確保が求められている。

特に、上場会社は、一般投資家を含め多数のステークホルダーを有しており、その財務報告の信頼性の確保は、日本の資本市場が適切にその機能を発揮するために不可欠な要素である。上場企業の企業活動の変化等に対応して、大手上場企業等（大手上場企業やこれに類する大企業）の監査の大部分を担う大手監査法人は人員が数千人を超えるなど大規模化が進展している²。

一方で、足元の上場会社の監査事務所の異動状況を見ると、大手監査法人から準大手監査法人や中小監査事務所にシフトしている傾向³があり、上場会社の監査における中小監査事務所の役割に高まりがみられる。こうした傾向を踏まえれば、中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の向上が急務となっている。

² 公認会計士・監査審査会「モニタリングレポート（令和3年版）」図表Ⅲ-1-6。

³ 公認会計士・監査審査会「モニタリングレポート（令和3年版）」P.92、P.93。

(1) 中小監査事務所等に対する支援

上場会社の監査の担い手として、大手監査法人のみならず、準大手監査法人や中小監査事務所が果たす役割が大きくなっている。そうした中、監査品質の向上につながるような競争原理が監査市場において自律的に働くことを確保する観点でも、監査の担い手の裾野が広がるよう、自らの監査品質の向上に取り組む中小監査事務所等への支援が重要である。

2016年提言においても、監査市場の寡占化により品質向上に向けた競争が阻害されている懸念があるとの指摘を踏まえ、大手上場企業等の監査を担う能力を有する監査法人を増やしていくための環境整備に取り組む必要があるとされている。その上で、当局と大手・準大手監査法人等との間で協議会等の継続的な対話の場を設け、大手上場企業等の会計監査を巡る課題等について問題意識を共有すること等が提言されている。

また、「株式新規上場（IPO）に係る監査事務所の選任等に関する連絡協議会報告書」（2020年3月27日）では、IPOを目指す企業の監査の担い手の拡大との問題意識の下、日本公認会計士協会において、IPOを目指す企業の監査の担い手となり得る中小監査事務所のリストを作成・公表し、証券会社その他の関係者と共有することや、IPOを目指す企業の監査について大手監査法人が蓄積した専門的知見やノウハウの共有を図ること、中小監査事務所とIPOを目指す企業、証券会社、ベンチャーキャピタルなどの関係者が、相互に知見や課題を共有して対話を行う場を設定すること等の支援を講ずることとされている。

今後、例えば、電子監査調書の導入等のデジタル化支援や人的基盤の整備、経営相談体制の強化など、中小監査事務所に対する体制面・ノウハウ面での支援を講ずるといった上場会社の監査の担い手の裾野を広げるための方策の一層の充実を検討する必要がある⁴。

⁴ こうした支援により、中小監査事務所がデジタル化や人材確保、品質管理体制の整備等の課題に対応し、上場会社の監査の担い手として十分な能力・態勢を整えていくことが重要との意見があった。

(2) 上場会社の監査の担い手に対する規律の在り方

(より高い規律付けの検討)

現在、上場会社の監査を行う監査事務所は、日本公認会計士協会が自主規制として運用している上場会社監査事務所登録制度に基づいて、日本公認会計士協会の登録を受けることが求められている⁵。

中小監査事務所を含む上場会社の監査の担い手全体の監査品質の向上が急務となっている中、この登録制度について、2016年提言で「監査法人等が上場企業を監査するのに十分な能力・態勢を有していることが担保されるよう、厳格な運用に努めるべきである」とされていたことも踏まえ、より高品質な監査の実現に向けた取組みを検討すべきである⁶。

上場会社の監査を行う監査法人に対しては、海外の状況を見ても、上場会社等の監査を行わない監査法人に比してより高い規律が求められており、体制⁷、リソース、情報提供等の観点から、我が国においても同様に、より高い規律付けを検討すべきである。

具体的には、現状の自主規制としての上場会社監査事務所登録制度について、登録審査やその後のレビューを通じて監査事務所が上場会社を監査するに十分な能力・態勢を備えていることを担保する規律としての実効性をより高める観点から、法律に基づく制度の枠組みを検討する必要がある。その際には、コンプライアンスのチェックに留まるような形式主義に陥ることのないよう、上場会社を監査する監査事務所に対する規律としての実質が伴う制度・運用を目指すべきとの意見があった。

⁵ 上場会社監査事務所名簿等への登録事務所の数は140事務所（このうち、本登録事務所が127事務所、準登録事務所が13事務所。2021年3月末現在）（日本公認会計士協会「2020年度品質管理レビューの概要」P.23（<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/5-30-0-2a-20210625.pdf>））。

⁶ 2020年7月より、品質管理レビューにより重要な不備事項等が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿等で開示するなどの制度改正が行われている。

⁷ 監査業務部門から独立した品質管理部門の設置が求められるとの意見があった。

また、規律付けの1つの方法として、監査法人に一定の社員の数を有することを求めるべきとの指摘⁸があるが、この点に関しては、所定の社員の数を満たすため、監査品質の向上を伴わない形式だけの合併を招く懸念があるとの指摘もあり、上場会社の監査を行う監査法人への規律付けの観点として適切であるかなお慎重な検討が必要と考えられる。

この点に関連して、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）の倫理規程を踏まえ、日本公認会計士協会において倫理規則の改訂に向けた作業が行われている。改訂内容の1つとして、社会的影響度の高い事業体（PIE）⁹の監査について、報酬依存度（監査事務所の総収入のうち、特定の企業からの報酬の占める割合）が5年連続で15%を超えた場合には、原則として監査人を辞任しなければならないこととする新たなルールの導入が検討されている。監査法人の合併や交代の状況にこのルールが与え得る影響についても注視する必要がある。

（監査法人のマネジメント／ガバナンス）

上場会社の監査を行う監査法人に対する規律を考える上では、監査品質の向上に向けた取組みが自律的かつ継続的に行われるよう、監査基準・品質管理基準等に加えて、監査法人における実効的なガバナンスの確立や、マネジメントを有効に機能させること等を目指す「監査法人のガバナンス・コード」等のソフトローにより対応を促すことも引き続き有効である。

今後の取組みとして、例えば、上場会社の監査を行う全ての監査法人に対して、「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れや、業務運営上のKPI等の情報開示の充実を求めることなどについて検討されるべきである。

その際、現在の「監査法人のガバナンス・コード」は、大手上場企業等の監査を担い、多くの構成員から成る大手監査法人における組織的な運営の

⁸ 監査の品質管理を高める観点から、監査法人が一定の規模を有することは有益であり、社員の数はそれを計る1つの指標となり得るとの意見があった。

⁹ PIE: Public Interest Entity。上場会社や銀行、保険会社等の社会的影響度の高い事業体をいう。

姿を念頭に策定されていることに留意し、中小監査法人においてもコードの受け入れが進むよう、コードがコンプライ・オア・エクスプレインの手法によることを再確認することに加えて、必要に応じて、コードの適用に当たっての指針の整備等を行うとともに、コードの受け入れに際しての課題について日本公認会計士協会が相談に応じることなどが検討されるべきである¹⁰。

また、コードを受け入れた監査法人のガバナンスが実態を伴ったものとなるよう、外部からのガバナンスの確認や改善の余地がある事項のフィードバック、参考となる事例の共有など、日本公認会計士協会により、コードを受け入れた監査法人への継続的なフォローアップが行われることが望ましい。

併せて、「監査法人のガバナンス・コード」は、2017年3月の策定時から内容が見直されていないが、策定時からの受入状況・取組状況等¹¹を踏まえ、必要に応じて、改訂すべき点がないか検討することが必要である。

例えば、

- ・ 国際的な動向を踏まえ、非監査業務の提供に伴う利益相反や独立性への懸念に対してどのような姿勢で対応しようとしているか
- ・ グローバルネットワークやグループ法人との関係性・位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人運営を行っているのか
- ・ 監査業務の運営の適正性について、監査法人のトップを含めたマネジメントの問題として対応されているか、また、独立した第三者の眼も含めて評価される体制が整っているか
- ・ 監査法人が長期的に目指す姿やKPIを公表し、外部の第三者が取組みを評価できるような情報提供を行っているか

¹⁰ 現行の「監査法人のガバナンス・コード」の指針3-1（監査法人は、経営機関による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。）について、規模の小さい中小監査法人が監督・評価機関を設けることは現実的に難しいのではないかとの意見もあった。

¹¹ 「監査法人のガバナンス・コード」の受入状況については、金融庁ウェブサイト参照（<https://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20170331-auditfirmgc/4.pdf>）。

- ・ 監査人の交代時や、監査法人の合併時における監査品質の確保に向けた取組みが行われているか
- ・ 所属する公認会計士が、業務と並行して能力開発に十分に取り組むことができる環境が整っているか
- ・ 構成員の状況（兼業状況や常勤・非常勤の別等）を踏まえた品質管理体制が整っているか

といった点を含め、「監査法人のガバナンス・コード」に取り入れるべき事項が幅広く検討されることが望ましい。

また、品質管理基準の改訂が予定されているが、改訂品質管理基準を踏まえた適切な品質管理体制が整備・運用されることが期待される。

2. 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮

会計監査の信頼性を向上させるためには、監査事務所における取組みに加え、それらに対する「第三者の眼」によるチェック機能の実効性を高めることが重要である。

第一に、会員への指導・監督を行う日本公認会計士協会の自主規制機能の更なる強化が図られる必要がある。

日本公認会計士協会が行う品質管理レビューについては、2016年提言において「形式的なチェックに留まっているのではないかと、また、監査法人等のリスクに応じた適切なリソース配分ができていないのではないかと」の指摘がある」との問題意識が示されていた。

日本公認会計士協会においては、品質管理レビューにおけるリスク・アプローチの強化等を行うとともに、2020年度の品質管理レビューより、実施頻度の柔軟化などの見直しを行っているが、職業専門家団体としての自主規制機能を十分に発揮し、監査事務所の特性に応じたより深度ある品質管理レビューの実施を徹底することが必要である。品質管理上の問題については、根本的な原因を特定し、効果的な改善計画の策定や改善措置の適切な実施について継続的に指導することが求められる。

公認会計士・監査審査会においては、2016年度より、大手監査法人について2年に1回実施する検査の翌事務年度にフォローアップ検査を行い毎年検査を行う体制とするとともに、公認会計士・監査審査会のモニタリング活動の状況等を多数の図表を使いながら説明する「モニタリングレポート」の作成・公表を開始し、情報提供の充実が図られている。

こうした取組みの進展を踏まえ、より効率的・効果的なモニタリングを行うためには、モニタリング機能の在り方を不断に検証する必要がある。具体的には、公認会計士・監査審査会の検査において、業務の運営の状況の

検証に際し、虚偽証明に係る監査手続についても検証を行えるようにするとともに、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況に応じたモニタリングの実施方法について継続的に検討していく必要がある¹²。

その際、品質管理レビューと審査会検査が全体として最大限の効果を発揮するという観点から、両者の役割¹³やそれを踏まえた深度ある連携等に関して日本公認会計士協会と公認会計士・監査審査会との間で継続的に議論が行われることも重要である¹⁴。

こうした「第三者の眼」によるチェックの結果について、より詳しい情報が開示されることで、会計監査に対する社会からの信頼を高めることができるとの意見があった。

なお、監査法人の独立性の確保を徹底する観点から監査法人自体を一定期間ごとに交代させる「ローテーション制度」の導入については、上記のとおり、日本公認会計士協会において、報酬依存度に基づく新たなルールの導入等を内容とする倫理規則の改訂に向けた作業が行われていることを踏まえ、このルールが監査人の交代に与える影響も見極めながら、引き続き検討されるべきである¹⁵。

¹² 企業からの内部通報等も端緒として適時に検査を行うことが必要との意見もあった。

¹³ 品質管理レビューは、自主規制の一環として、監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用の状況について協会が指導・監督を行う制度とされ、審査会による検査は、当局として財務書類に係る監査の品質の確保・向上を図る観点から、監査事務所における監査証明業務の運営の状況や品質管理レビューの実施状況についての確認・検証を目的としている。

¹⁴ 協会による品質管理レビューと審査会による検査の実効性や効率性の向上を考える上では、両者の目的・役割を踏まえた議論が重要であり、目的・役割に応じた品質管理レビュー及び審査会による検査の在り方の検討を継続すべきとの意見があった。また、監査法人内部の品質管理やグローバルネットワークによるレビューも含め、チェック機能全体の在り方を検討すべきとの意見もあった。

¹⁵ 関連した取組みとして、日本公認会計士協会は、業務執行社員だけではなく、監査補助者についても必要に応じてローテーションを行う「チームメンバーのローテーション」を2020年4月1日以後開始事業年度から適用している（2018年4月「独立性に関する指針」改正）。また、社会的影響度が特に高い会社の監査について、監査補助者・業務執行社員としての関与期間の合計が10年を超える場合には、公正性及び職業的懐疑心に影響を与え得るおそれが高いものとして取り扱う上乘セルールを適用している（2020年2月日本公認会計士協会会長通牒）。

Ⅲ. 公認会計士の能力発揮・能力向上

1. 公認会計士の能力発揮

(1) 女性活躍の進展等を踏まえた環境整備

公認会計士の女性割合は漸増傾向にあり、足下では約7名に1名は女性公認会計士である¹⁶。社会全体の動きと同様、監査の分野でも女性が活躍する機会が広がっている。

こうした中、女性公認会計士を含め、公認会計士が持てる能力を十全に発揮できるような環境の整備に努めていく必要がある。

例えば、監査人の独立性を確保するための、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について、監査人の独立性は引き続き確保しながらも、女性活躍の観点も踏まえ、能力ある公認会計士にその能力に見合った活躍の機会を確保できるよう見直すべき点はないか検討される必要がある。

また、公認会計士人材の多様化については、「監査法人のガバナンス・コード」において、ダイバーシティーを意識した環境整備に関する着眼点を設けることや、その開示を促すことも検討されるべきである。

更に、多様な人材が公認会計士を目指し、公認会計士として活躍できるよう、監査法人における多様性に配慮した評価制度など、公認会計士資格の魅力の向上に向けた検討が進められることが望ましい。

¹⁶ 2020年末時点で約14.5%。公認会計士・監査審査会「モニタリングレポート（令和3年版）」P.13。

(2) いわゆる組織内会計士向けの指導・支援

公認会計士が、監査に限らず、作成者・利用者・取引所・規制当局といった財務報告に関わる幅広い主体の中で財務報告の作成等に携わることは、財務報告の信頼性を確保することにつながる。こうした監査法人以外の事業会社や行政機関等での業務に従事する、いわゆる組織内会計士は増加傾向にある¹⁷。

会計基準が改正される中、財務報告の信頼性確保に向けては、財務報告の作成者側等で活躍する組織内会計士についても、継続的な能力向上が図られることが望ましい¹⁸。公認会計士登録上の組織内会計士の位置づけを明確にするなど、組織内会計士向けの指導・支援がどのように行き届くようにするかを検討すべきである。

また、組織内会計士に求められる知識・能力・資質は、必ずしも監査人と同じではない。日本公認会計士協会では「組織内会計士ネットワーク」を設置¹⁹し、組織内会計士向けの研修会を開催する等の取組みが進められているが、組織内会計士に対する研修プログラムの更なる充実等について検討されるべきである。

¹⁷ 日本公認会計士協会の組織内会計士ネットワークの会員数は2,612名（2020年12月末時点）。

¹⁸ 作成者（企業）に所属する公認会計士の継続的な能力向上が図られることで、監査人と企業とのコミュニケーションを円滑にする役割も期待されるとの意見があった。

¹⁹ 日本公認会計士協会 組織内会計士ウェブサイト（<https://paib.jicpa.or.jp>）。

2. 公認会計士の能力向上

公認会計士による法定監査の対象は、金融商品取引法や会社法に基づく上場会社・大会社から、学校法人・独立行政法人・社会福祉法人等へと拡大している。また、こうした法定監査のほか、例えば、株式新規上場（IPO）を目指す企業への監査や、サステナビリティに関する開示に係る保証業務へのニーズも高まっている。

こうした公認会計士が担う役割の広がりに加えて、監査基準の高度化が進められているほか、社会全体のIT化の進展に伴い、被監査会社が保有する会計記録や取引記録等のデータの電子化が進む中、監査法人においても、AIを活用したリスク分析等の監査業務の一層のIT化・デジタル化が図られるなど、監査を取り巻く環境は変化している。

公認会計士が、このような環境の変化に対応し、実務で能力を発揮し続けるためには、公認会計士試験を通じて得た基礎的な知識に加えて、職業専門家として、求められる知識・能力を不断に磨いていくことが期待されている。

このような公認会計士としての知識の習得や自己研鑽の機会として、公認会計士試験、公認会計士登録を行う前に修めることが求められる実務補習、公認会計士登録後に継続して履修することが求められる継続的専門研修（CPE）²⁰などが挙げられるが、これらが系統だった適切な能力開発の機会となるよう、内容や実施方法について見直しが必要である。

（不正を見抜く力の向上）

2016年提言においては、過去の不正会計事案の反省を踏まえ、企業不正を見抜く能力と、不正の端緒を発見した際に経営者等と対峙して臆することなく意見を述べることができる気概を有する公認会計士を、どう育成し、

²⁰ CPE: Continuing Professional Education。

確保するかが課題とされている。この課題認識は、監査を取り巻く環境の変化に伴い、一層重要性を増している。

企業の不正を見抜く力は、上場会社の監査を行う監査人にとって特に必要な能力である²¹。これを養うためには、監査に関わる制度や基準の内容の理解に加えて、企業経営の中で不正が生じる要因や傾向など、企業活動の実態を理解することが求められる。

このため、監査事務所と企業の人材交流²²や、公認会計士登録の前に行うことが求められている業務補助・実務従事の一層の充実などにより、企業の現場感覚を養う機会を多く持てるようになることが望ましい。監査事務所においては、様々な企業の実態の把握につながる監査業務の経験とともに、企業における業務経験等を含む多様な経験を適切に評価することが重要となる。

また、過去の不正の実例を学ぶことは、起こり得る不正の内容やその発見に至る端緒、必要な対応等についての理解を深めることにつながり有益である。CPEにおいて、こうしたケーススタディーをより多く取り入れることを検討すべきである。

併せて、不正の防止・発見・抑止に関する資格である公認不正検査士の試験・研修から参考となる内容を取り入れることや、AIを含む新たなデジタル技術を活用した会計監査の進展も意識し、こうした技術の理解や技術を用いた不正の発見等に資する方策も検討されるべきである。

²¹ 不正を見抜く力は監査人にとって必要な能力であるが、経営者が関与する組織的かつ意図的な不正を見抜くことは容易ではなく、まずは企業側が不正を起こさないような内部統制や企業風土を確立することも重要であるとの意見があった。

²² 公認会計士・監査審査会におけるモニタリング活動に携わることも有益な経験となるとの意見もあった。

(その他の論点)

実務補習や CPE の充実等を図るためには、より効果的かつ実践的なカリキュラム編成と教材開発が重要であり、教育・研修に長けた者が中長期的な展望を持って取り組むことが必要である²³。

また、CPE の充実等と併せ、監査事務所においては、所属する公認会計士が、監査等の業務と並行して CPE 等の公認会計士としての能力開発に十分にに取り組むことができる環境を整備することが期待される。

その上で、環境の変化に対応できるだけの知識・能力を不断に磨いていくことは職業専門家として重要であるところ、CPE を長期に受講しない等、CPE の受講義務を適切に履行しない者に対しては、公認会計士の登録を取り消すことも含め、厳格に対応することが求められる²⁴。

なお、公認会計士試験制度の在り方については、公認会計士が担う役割の広がりや監査を取り巻く環境の変化を踏まえ、公認会計士に求められるべき資質に関する議論が尽くされる必要があり、中長期的な目線で継続的に検討を行う必要がある²⁵。

²³ 例えば、一般財団法人会計教育研修機構を積極的に活用していくことも一案との意見もあった。

²⁴ 形式的に一定単位を受講するという研修制度にならないよう、厳格な対応とあわせ、CPE の内容を充実させることで受講する意義が感じられる魅力的な研修制度とすることが重要との意見もあった。

²⁵ 公認会計士の役割の広がりを踏まえ、業務の内容や役割に応じて試験内容に差を設けることも一案との意見や、公認会計士として環境変化に対応した知識・能力を不断に磨いていく素養を有することを確認できる試験内容とすべきとの意見もあった。

IV. その他の論点

1. 高品質な会計監査を実施するための環境整備

財務報告に係る内部統制を適切に整備し、適正な財務諸表を作成する責任は企業にあり、2016年提言では、企業の会計監査に関するガバナンスの強化や実効的な内部統制の確立が、適正な会計監査の確保のために不可欠であるとされている。

企業の会計監査に関するガバナンスの強化については、2021年6月にコーポレートガバナンス・コードが改訂され、グループ全体を含めた適切な内部統制や全社的なリスク管理体制の構築とその運用状況の監督、内部監査部門が取締役会や監査役会等に対しても適切に直接報告を行う仕組みの構築などが盛り込まれた。

監査人が監査を行う上で、企業ごとの事情に精通した監査役等や内部監査部門との連携は有効となり得る。監査人には、監査役等や内部監査部門の独立性などをしっかり評価しつつ、両者とのコミュニケーション・連携の強化²⁶を図ることが求められる²⁷。

コーポレートガバナンス・コードに基づく取組みが進展する一方で、内部統制報告制度については、2008年に導入されて以来13年余りが経過し、これまで企業の経営管理・ガバナンスの向上に一定の効果はあったものの、近年は実効性に懸念があるとの指摘がある。

内部統制報告制度の在り方について、まずは内部統制の整備・運用状況について分析を行った上で、国際的な内部統制・リスクマネジメントの議論の進展も踏まえながら、必要に応じて、内部統制の実効性向上に向けた

²⁶ とりわけ企業の統治機能において重要な役割を担う監査役等とのコミュニケーション・連携の重要性を強調する意見があった。

²⁷ 独立性に問題があると判断した場合にも、コミュニケーション・連携の強化により、監査上の疑問点・問題点を更に追及する、関連する情報を収集する等の対応が可能になると考えられる。

議論を進めることが必要である。

財務報告に係るガバナンス強化の観点では、有価証券報告書における記載内容の適正性に係る記述の充実や、有価証券報告書に監査役等による報告書を求めることを通じた財務報告に係るガバナンスに対する監査役等の責任の明確化などについても、中長期的に検討されるべきである。

2. その他

その他、本懇談会では、

- ・ 公認会計士の業務が拡大しており、個々の業務の公認会計士法上の位置づけについて中長期的に整理すべきではないか
- ・ 上場企業以外の有価証券報告書提出会社における中間財務諸表・中間監査に非常に手間がかかっており、見直しの議論をすべきではないか
- ・ 会社法と金融商品取引法の財務報告について、法体系としての一元化を考えるなど、企業の情報開示については、投資者の投資判断に必要な情報が、適時に、信頼できる形で開示されることを確保する観点から効果的なものとなるよう、その在り方を検討する必要があるのではないか

等の指摘もなされた。

V. おわりに

2016年提言では、会計監査の関係者が提言の実現に取り組むことにより、

- ・ 監査法人等が実効的なガバナンスのもとで有効にマネジメントを機能させ、企業と共に高品質で透明性の高い会計監査を実施する
- ・ 企業やその株主が監査の品質を適切に評価し、その評価を踏まえて監査法人等に監査を依頼するようになる
- ・ このような動きが、より高品質な監査を提供するインセンティブの強化や、高品質な会計監査に株主や企業が価値を見出すことによる監査法人等の監査報酬の向上等につながる

好循環が生まれることが期待され、このような好循環が確立されることにより、市場全体における監査の品質の持続的な向上につながっていくことが望まれるとされている。

2016年提言後の取組みにより、このような好循環の確立に向けて前進してきた。他方、会計監査に対する社会からの期待は高く、監査の役割やその重要性が十分に認知されるには未だ道半ばである。

会計監査の信頼性が一層高まるとともに、市場全体における監査の品質の持続的な向上が実現される環境に一步でも近づくためには、監査法人等の取組みのみならず、適正な財務報告の作成責任を有する企業側を含め、会計監査の全ての関係者による努力が不可欠である。

本懇談会での議論を踏まえ、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、監査法人、企業等の関係者において、具体的な施策・取組みの検討が進められることを期待したい。